

## 居宅介護支援事業所における介護予防支援の実施について

介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けることができるようになりました。

申請の受付期限等は未定です。準備が整い次第、ホームページ等でお知らせ致しますので、お待ちください。

### 改正の概要

- ・居宅介護支援事業所が市町村から介護予防支援の指定を受け、市町村や地域包括支援センターと連携を図りながら要支援者へのサービス提供を行う。(令和6年4月1日施行)
- ・地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けた居宅介護支援事業所は、自治体が示す方針に従い、業務を実施することとする。(令和6年4月1日施行)

### 【参考】

令和6年度介護報酬改定について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

介護予防支援事業者の指定に係る申請・届出について（川口市）

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/050/2/jigyoushasitei/44531.html>

## ケアプランデータ連携システムの利用促進について

介護現場の業務効率化や職員の負担軽減のため、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランの一部を、データ連携するシステムが整備されています。ご利用をご検討ください。

### 【参考】

ケアプランデータ連携システム（国民健康保険中央会）

<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>

ケアプランデータ連携システムについて（国民健康保険中央会）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/00104711.pdf>